

目 次

1. 新型コロナウイルス関連記事	
(1) 県下の景気動向調査の分析結果	1
(2) 深刻なトラック運送業界からの支援要望	7
(3) 職場における拡大防止に向けた取組について	11
(4) 経済産業省の支援策	13
(5) 雇用調整助成金の特例措置を追加実施します	19
2. 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示にかかる経過報告について	22
3. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	25
4. 公益社団法人 全日本トラック協会長表彰	26
5. 支部だより	27
☆青年部だより	
社会福祉法人 大分合同福祉事業団へ収益金を寄贈	28
☆行政だより	
(1) 令和2年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について	29
☆国税だより	31
☆大分産業機械技能教習所だより	32
☆陸災防だより	
講習案内	33
☆お知らせ	
(1) 退職職員のお知らせ	35
(2) 新入会員紹介	35
(3) 会員名簿訂正方のお願い	35
(4) 当協会ホームページが新しくなりました！	36
(5) 新作DVDの紹介	37
(6) 燃料情報	37
(7) 行事予定表	39
(8) 帳票関係FAX注文書	40

**当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。**

新型コロナウイルス感染の広がりに関する 景気動向調査の分析結果

2020年3月30日

1. 調査の概要（景気動向調査への協力依頼について（お願い））

霊枢（れいきゅう）事業者を除いてFAXで調査可能な会員事業所547事業所について、

- ① 【設問4】 R2年1月の売り上げ（対前年同期比）
- ② 【設問4】 R2年2月の売り上げ（対前年同期比）
- ③ 【設問5】 R2年3月以降（3～5月）の売り上げ見込み

について、アンケート調査を実施（3/16～27日）

2. 全体基調（資料1）

547事業所中、308事業所から回答があった。（回収率56.5%）

【設問4】の1月の売り上げでは、「上昇-減少」（以下「DI」という。）が▲22ポイント、同じく2月のDIは▲26ポイント。多くの事業者が、消費増税や燃料高騰の影響で厳しい経営となっていることが伺える。

【設問5】の3月以降の先行きについては、DIが▲54ポイントで、前2か月と比較して32ポイント、28ポイントそれぞれ悪化しており、各事業所とも今後一層経営環境が厳しくなると予想している。

なお、聞き取りによれば、ほとんどの事業者が新型コロナウイルスの蔓延に伴い経済活動が一層停滞するものと見ていることが要因である。

3. 各事業所の輸送品目別による考察（資料2：3月以降の見通しから）

回答数が10事業所以上ある輸送品目別について分析した結果は、以下のとおり

- ① 工業品を主に輸送する事業所 - DIは▲79ポイントと厳しい結果
自動車部品の製造現場に大きな影響が見られることが、先行きに表れていると思われる
- ② タンクローリーなどの事業所 - DIは▲68ポイント
- ③ 木材を主に輸送する事業所 - DIは▲67ポイント
- ④ 食料品を主に輸送する事業所 - DIは▲57ポイント
酒類など飲料関係の需要が激減したことによる影響と思われる
一方で、「変わらない」と見ている業者も30%ある
聞き取りによると、農水産物などの生鮮食料品の流通は、概ね順調に流れているとのこと
しかし、飲料については、イベントや年度末、春シーズンの宴会や行楽が中止となったことなどから、極めて大きな影響を受けているとのこと

- ⑤ 鉄鋼・重量物を主に扱う事業者は、D Iが▲49ポイント
ダンプ事業者は、D Iが▲47ポイント
一方で「変わらない」と見ている業者がそれぞれ39%、47%見られる
- ⑥ 雑貨・宅配の事業者は、D Iは▲48ポイント
- ⑦ 「減少」の割合をみると、工業品が84%と最も多い
製造業への影響が大きい見込みとなっており、特に自動車関連産業では海外からの部品調達が止まったことなどにより完成車メーカーの操業一時停止が相次いでいることから、県内事業者の生産に今後大きな影響が出るものと予想しているものと思われる

4. 事業者の所在地域別による考察(資料3:3月以降の見通しから)

6地域における大きな特徴は、以下のとおり

- ① 大分東地域のD Iは▲65ポイント、大分西地域及び県北地域のD Iはともに▲58ポイントと悪い
製造業が基幹産業である3地域では、この状況が地域の実態経済に大きな影響を及ぼす恐れがあるものと見ていることが考えられる
- ② 西部地域は、D Iが▲37ポイントと地域別では、最も景況感が良い
「上昇」との回答も14%と高く、他地域と違う景況感
- ③ 県南地域の「変わらない」が過半数を超える50%で、D Iも▲42ポイントと西部地域に続いて低い
農林水産業や造船などが基幹産業である県南地域は、現時点では影響が小さいと予想しているものと思われる
- ④ 別杵地域のD Iは▲50ポイント

5. 輸送品目別分類における時期的D Iの変化に対する考察(資料2)

回答数が10事業所以上ある輸送品目別の1月及び2月と3月以降の変化については、以下のとおり

- ① 1月の対前年比の売り上げに関するD Iは、▲16ポイント～▲33ポイントの間
- ② 2月は、▲22ポイント～▲37ポイントの間
1月のI Dと比較して大きな変化はみられない
- ③ 3月以降の先行きでは、▲48ポイント～▲79ポイントと大幅に悪化
- ④ 2月と3月以降を分野別に比較すると、タンクローリーの変化率が46ポイント悪化、続いて工業品が42ポイント悪化、木材が39ポイント悪化、3分野とも、「変わらない」が30ポイント程度「減少」に転じている
- ⑤ 食料品が30ポイント悪化、ダンプが22ポイント悪化、鉄鋼重量が20ポイント悪化
しかしながら、「変わらない」が30%以上を占めているこれらの分野は、比較論であるが、影響の度合いは小さいと予想していると思われる

6. 地域別における時期的D I の変化に対する考察(資料3)

各地域において、1月及び2月と3月以降の変化については、以下のとおり

- ① 1月の各地域のD Iは、+8ポイントから▲36ポイントの間
- ② 2月は、▲8ポイント～▲37ポイントの間
両月とも地域で大きなバラつきがあり、それぞれの地域の特徴が出ていると思われる
- ③ 大分東地域は、1月と2月は共に▲23ポイント
3月以降は▲65ポイントと大きく悪化している
多くの感染者が出た地域であり、地域の事業者の危機感が表れたものと思われる
- ④ 西部地域のD Iは、1月が+8ポイント、2月が▲8ポイントと他地域と比較し景況感は良いが、3月以降については、▲37ポイントと悪化
2月から3月の変化は29ポイント悪化している
- ④ 県南地域は、2月と3月以降の変化は、6ポイント悪化
2月から3月の変化は16ポイント悪化している
西部地域と共に、他地域と比べて影響を受ける度合いが低いと思われる
- ⑤ 県北地域は、1月、2月もD Iが悪く、3月以降も依然として悪化すると見ていると思われる

7. 調査結果を受けて

貨物自動車運送業界は、慢性的なドライバー不足に直面しており、効果的な対策が望まれているが、今回の新型コロナウイルスの広がりで一層難しい対応を迫られている。景気の減速により、全産業における求人情勢は緩和される可能性もあるが、それが直ちにドライバーの確保が繋がることは考えづらい。

むしろ、産業全般において全ての輸送量が減少する事態に至っていない状況で、品目により需要と供給に大きなアンバランスが発生している現状では、流通量が減少している品目を輸送する事業者が大きな影響を被ることが考えられる。

一方、地域の産業構造や新型コロナウイルスの広がっている地域とその他の地域などで、現状や景気への先行き感に差があり、この点にも考慮する必要がある。

そこで、本協会では、会員事業者ときめ細かい情報交換を行い、

- ① 経常状況の把握
- ② 経営相談への対応
- ③ 国や関係機関の支援策等

を効果的かつタイムリーに実施していくものとする。

新型コロナウイルス等にかかる景気動向調査 547事業所中、309事業所が回答 回答率56.5%

設問1. 登録台数 回答数 計

ア	10台未満	128	309
イ	10台以上～30台未満	126	
ウ	30台以上～50台未満	38	
エ	50台以上	17	

設問2. 所属支部

ア	大分西	69
イ	大分東	71
ウ	別荘	28
エ	県北	52
オ	西部	37
カ	県南	50
	未記入	2

設問3. 輸送品目

ア	木材	28	カ	タンクローリー	22
イ	ダンプ	55	キ	鉄鋼重量	31
ウ	工業品	79	ク	引越	5
エ	食料品	63	ケ	その他	105
オ	雑貨・宅配	48			

設問4. 売上(前年同月比)

1月					
ア	上昇	37	12%	12%	
イ	変わらない	166	54%	54%	
ウ	5%未満減少	45	15%		
エ	5%以上～10%未満減少	43	14%	34%	
オ	10%以上減少	17	6%		
DI(「上昇」-「減少」)					▲ 22

設問5. 今後3ヶ月の見込み

3月～5月					
ア	上昇	16	5%	5%	
イ	変わらない	109	35%	35%	
ウ	5%未満減少	70	23%		
エ	5%以上～10%未満減少	74	24%	59%	
オ	10%以上減少	37	12%		
DI(「上昇」-「減少」)					▲ 54

輸送品目別

輸送品目	木材	ダンブ	工業品	食料品	雑貨・宅配	タンクローリー	鉄鋼重量	引越	その他
回答数(3.19時点)	28	55	79	63	48	22	31	5	105

1月																								
上昇	4	14%	14%	4	7%	7%	10	13%	13%	7	11%	11%	9	19%	19%	6	19%	19%	1	20%	20%	11	10%	10%
変わらない	15	54%	54%	38	69%	69%	33	42%	42%	28	44%	44%	21	44%	44%	8	45%	45%	3	60%	60%	59	56%	56%
5%未満減少	5	18%		6	11%		17	22%		17	27%		7	15%		4	6%		0	0%		11	10%	
5%以上～10%未満減少	3	11%	32%	6	11%	24%	13	16%	46%	9	14%	44%	10	21%	38%	4	18%	41%	1	20%	20%	15	14%	33%
10%以上減少	1	4%		1	2%		6	8%		2	3%		1	2%		1	5%		0	0%		9	9%	
D(「上昇」 - 「減少」)		▲18	▲17		▲33	▲33		▲33	▲19		▲23	▲16		▲23	▲16		▲23	▲16		▲40	▲25			

2月																								
上昇	3	11%	11%	2	4%	4%	9	11%	11%	10	16%	16%	7	15%	15%	3	14%	14%	0	0%	0%	13	12%	12%
変わらない	14	50%	50%	37	67%	67%	32	41%	41%	26	41%	41%	18	38%	38%	10	45%	45%	3	60%	60%	53	50%	50%
5%未満減少	7	25%		7	13%		17	22%		15	24%		10	21%		3	14%		1	20%		16	15%	
5%以上～10%未満減少	3	11%	39%	8	15%	29%	15	19%	48%	8	13%	43%	9	19%	48%	4	18%	36%	1	20%	40%	11	10%	37%
10%以上減少	1	4%		1	2%		6	8%		4	6%		4	8%		1	5%		0	0%		12	11%	
D(「上昇」 - 「減少」)		▲28	▲25		▲37	▲37		▲37	▲27		▲33	▲22		▲29	▲40		▲40	▲25		▲40	▲25			

3～5月																								
上昇	1	4%	4%	1	2%	2%	4	5%	5%	4	6%	6%	7	15%	15%	1	5%	5%	2	6%	6%	5	5%	5%
変わらない	6	21%	21%	26	47%	47%	9	11%	11%	19	30%	30%	11	23%	23%	4	18%	18%	0	0%	0%	47	45%	45%
5%未満減少	3	11%		13	24%		28	35%		17	27%		17	35%		7	32%		2	40%		16	15%	
5%以上～10%未満減少	13	46%	71%	12	22%	49%	27	34%	84%	13	21%	63%	10	21%	63%	6	27%	73%	2	40%	80%	20	19%	50%
10%以上減少	4	14%		2	4%		11	14%		10	16%		3	6%		3	14%		0	0%		16	15%	
D(「上昇」 - 「減少」)		▲67	▲47		▲79	▲79		▲79	▲57		▲48	▲68		▲49	▲60		▲60	▲45		▲60	▲45			

2月→3月以降の変化	▲39	▲22	▲42	▲30	▲15	▲46	▲20	▲20	▲20
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

地域別

所属支部	大分西	大分東	別杵	県北	西部	県南
回答数(3.19時点)	69	71	28	52	37	50

支部名	市町村、区域等					
大分西	大分市西部	概ね、乙津川以西				
大分東	大分市東部	概ね、乙津川以東、臨海地区				
別杵	別府市、日出町、杵築市、国東市、姫島村					
県北	中津市、宇佐市、豊後高田市					
西部	日田市、九重町、玖珠町					
県南	佐伯市、津久見市、臼杵市、竹田市、豊後大野市					

1月																		
上昇	5	7%	7%	11	15%	15%	3	11%	11%	5	10%	10%	8	22%	22%	5	10%	10%
変わらない	41	59%	59%	32	45%	45%	15	54%	54%	23	44%	44%	24	65%	65%	31	62%	62%
5%未満減少	11	16%		11	15%		3	11%		11	21%		2	5%		6	12%	
5%以上~10%未満減少	9	13%	33%	11	15%	38%	6	21%	36%	9	17%	46%	2	5%	14%	5	10%	28%
10%以上減少	3	4%		5	7%		1	4%		4	8%		1	3%		3	6%	
DI(「上昇」-「減少」)	▲ 26			▲ 23			▲ 25			▲ 36			8			▲ 18		

2月																		
上昇	7	10%	10%	11	15%	15%	2	7%	7%	7	13%	13%	4	11%	11%	4	8%	8%
変わらない	33	48%	48%	32	45%	45%	16	57%	57%	19	37%	37%	26	70%	70%	29	58%	58%
5%未満減少	15	22%		9	13%		5	18%		11	21%		3	8%		5	10%	
5%以上~10%未満減少	10	14%	42%	11	15%	38%	3	11%	36%	10	19%	50%	3	8%	19%	7	14%	34%
10%以上減少	4	6%		7	10%		2	7%		5	10%		1	3%		5	10%	
DI(「上昇」-「減少」)	▲ 32			▲ 23			▲ 29			▲ 37			▲ 8			▲ 26		

3~5月																		
上昇	2	3%	3%	3	4%	4%	1	4%	4%	2	4%	4%	5	14%	14%	2	4%	4%
変わらない	24	35%	35%	18	25%	25%	12	43%	43%	18	35%	35%	12	32%	32%	25	50%	50%
5%未満減少	18	26%		20	28%		6	21%		7	13%		8	22%		11	22%	
5%以上~10%未満減少	16	23%	61%	19	27%	69%	7	25%	54%	17	33%	62%	8	22%	51%	6	12%	46%
10%以上減少	8	12%		10	14%		2	7%		8	15%		3	8%		6	12%	
DI(「上昇」-「減少」)	▲ 58			▲ 65			▲ 50			▲ 58			▲ 37			▲ 42		

2月→3月以降の変化	▲ 26	▲ 42	▲ 21	▲ 21	▲ 29	▲ 16
------------	------	------	------	------	------	------

「新型コロナウイルス感染症に係る 深刻なトラック運送業界からの 支援要望」

令和2年3月



1. 全体的な物流への影響

令和元年10月～12月期も下降気味であったが、令和2年1月～3月期に入って、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる下降が顕著となる見通しである。

<国内貨物輸送量の見通し>

(単位:百万トン、()内は対前年同期比増減率)

	令和元年(2019年)			令和2年(2020年) ※見通し		
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
総輸送量	1,150.6 (1.3%)	1,190.9 (3.9%)	1,164.8 (-6.2%)	1,109.3 (-7.7%)	1,067.5 (-7.2%)	1,093.3 (-8.2%)
自動車	1,056.2 (1.6%)	1,095.0 (4.2%)	1,065.6 (-6.3%)	1,014.9 (-7.9%)	978.0 (-7.4%)	1,000.2 (-8.7%)
(営業用)	742.1 (3.8%)	777.8 (6.4%)	753.2 (-6.3%)	707.5 (-8.0%)	683.1 (-7.9%)	700.6 (-9.9%)

出典:(株)日通総合研究所資料より

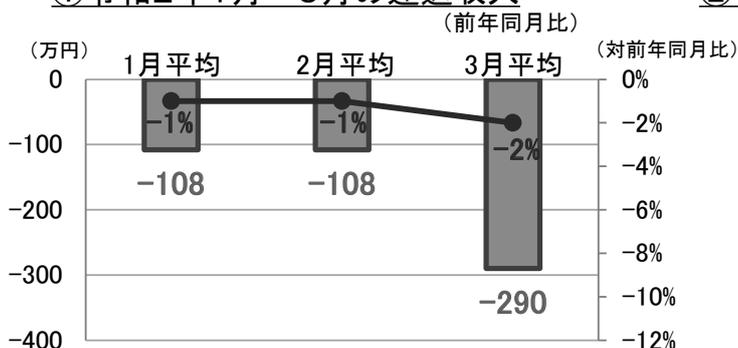
2. トラック運送事業者に対するアンケート調査結果

調査期間 3/9～3/13
回答者数 826者

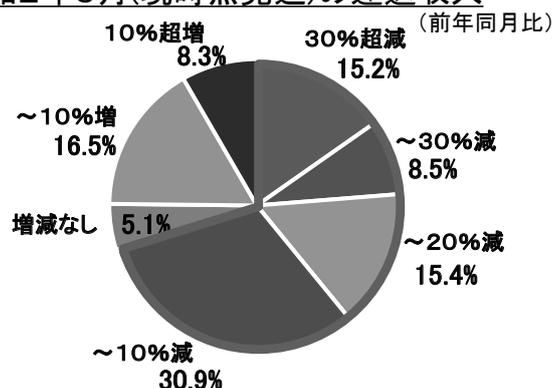
運送収入・輸送トン数ともに、対前年同期比でマイナスとなっており、特に3月の落ち込みが著しい。また、輸送品目によりバラつきが見られるが、下降傾向が明確に表れている。

(1) 運送収入の状況

① 令和2年1月～3月の運送収入

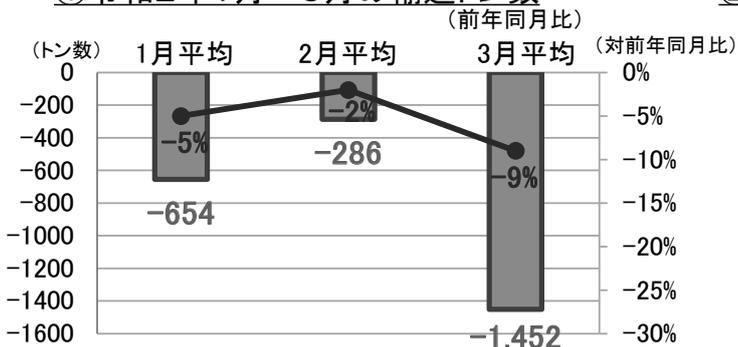


② 令和2年3月(現時点見込)の運送収入

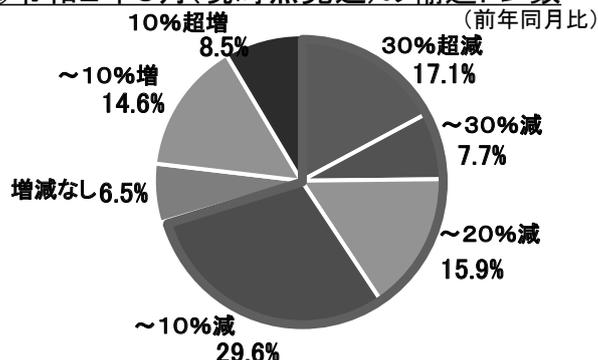


(2) 輸送トン数の状況

① 令和2年1月～3月の輸送トン数

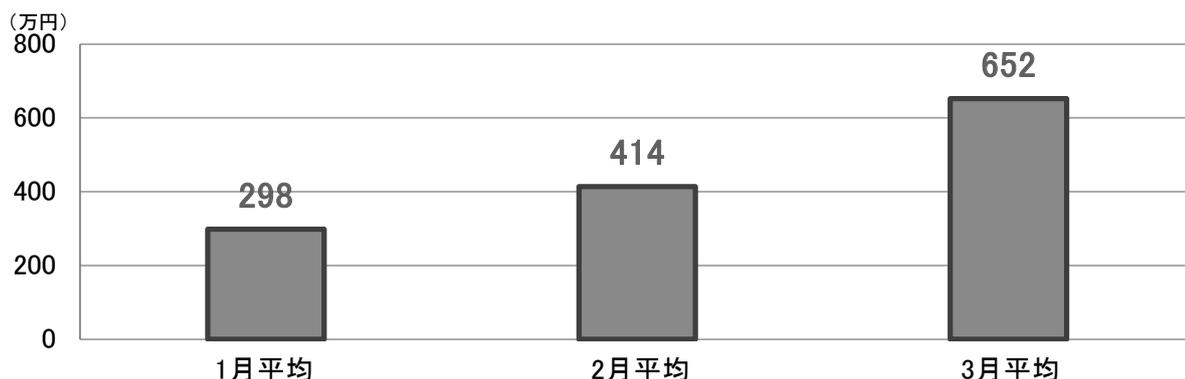


② 令和2年3月(現時点見込)の輸送トン数



(3) 荷主からキャンセルされた金額

令和2年1月～3月の各月において荷主からキャンセルされた金額



(4) 輸送品目別の運送収入の状況 (対前年同月比)

(万円)

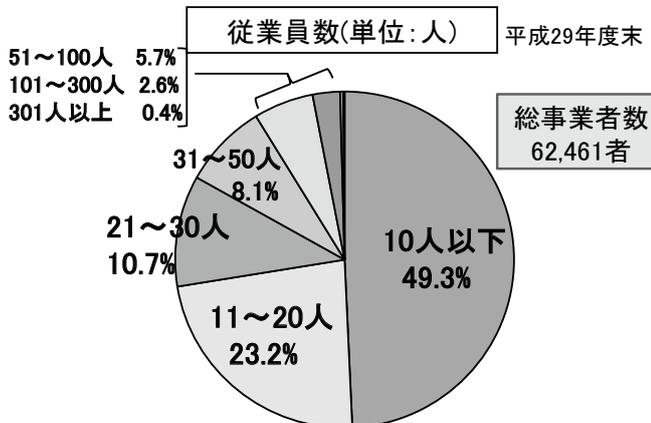
	品目	1月平均	2月平均	3月平均
原材料・部品・資材等	原木・材木等	96	-68	-19
	鉄鋼厚板、金属薄板等	64	-255	-500
	鋼材、建材等	-327	-573	-840
	金属部品・加工品等	-75	-179	-668
	壁紙、タイル等	21	-25	-91
	鉱石、砂利等	-123	-64	-130
	セメント、コンクリート等	-80	-2,502	-433
	ガソリン、軽油等石油石炭製品	-2,923	192	-2,278
	合成樹脂等化学原料等	5	-333	-361
	機械ユニット	4	1	-206
	精密機械等	-324	169	-680
	プラスチック製部品、ゴム製部品等	28	-531	-925
	国際海上コンテナ	-3,688	-201	-344
	国際航空貨物	16	-6	-240
完成品・消費者向け製品等	米、麦、穀物	364	-223	-377
	生鮮食品	146	242	-369
	加工食品	33	158	-51
	飲料、酒	-23	109	-138
	書籍、印刷物等	135	27	-180
	宅配便、特積貨物	-300	-253	-497
	引越	-32	970	-2,707
	給食	-5	-42	-377

出典：(公社)全日本トラック協会「新型コロナウイルスの影響によるトラックのキャンセル等状況調査」(3/9～3/13調査実施)より

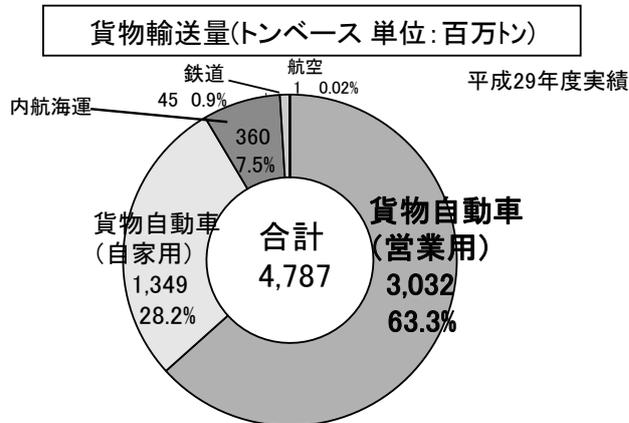
3. トラック運送業界の特徴

トラック運送業界は中小事業者が99%以上を占める。

トラックの輸送量は約44億トンで、国内貨物輸送の9割以上を占める。



資料:国土交通省



資料:国土交通省

4. トラック運送業界からの要望

1. ドライバーに対するウイルス感染防止に対するマスクや備品などの優先的な配布
2. 資金手当への支援
 - (1) 当面の金融機関からの返済猶予
 - (2) 金融機関による貸し剥がしの防止
 - (3) 公的融資制度の一層の拡充
 - (4) 固定資産税の軽減等税制の特例措置
3. 雇用調整助成金の充実(ドライバーの雇用継続のため)
 - (1) 緊急事態宣言が発出された地域に対する特例措置を全国に拡充(助成率:中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3 等)
 - (2) 教育訓練費について、リーマンショック時に措置された水準に拡充(1人1日当たり1,200円→大企業4,000円、中小企業6,000円)
4. ウイルス感染防止のためトラック運送事業者が行う安全諸施策につながる正確な情報の発信
5. 物流が滞ることのないよう物流効率化・生産性向上や高速道路の利用促進に向けた諸施策の支援

職場における新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に向けた取組について

厚生労働省では、このたび、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会といった経済団体へ、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて要請を行いました。

今回の要請は、改めてこの取り組みの趣旨を伝え、傘下団体・企業などでの拡大防止の取り組み促進に向けて、協力を求めることを目的としたものです。

【要請内容のポイント】

- パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などについても、法令上求められる休業手当の支払いや年次有給休暇が必要となること
- 年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないこと
- 上記に関連し、厚生労働省では、労働者の雇用を維持した場合の休業手当等の助成や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応の助成を行っていること

職場における新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に向けた取組について

新型コロナウイルス感染対策については、3月19日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、今後の見通しとしては、これまでの努力を続けなければ、クラスターの大規模化や感染の連鎖、さらには全国のどこかの地域で患者の急激な増加、いわゆるオーバーシュートが生じる可能性が指摘されています。

また、同提言においては、以下の事項に留意した、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めていただくように示されています。

- 労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- テレワークや時差通勤の活用推進
- お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮

など、厚生労働省では、企業の方向け Q&Aをホームページに掲載して労務管理上の留意事項について周知を図っておりますが、今般、貴団体におかれましては、以下の点を含め、あらためて、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等における取組の促

進に向けて、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めてその内容の周知などのご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- ① 労働基準法上の労働者であれば、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、法令上求められる休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要となっております。

景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部が助成される「雇用調整助成金」があります。

雇用調整助成金は、雇用保険被保険者を助成対象としていますが、令和2年2月28日から令和2年4月2日の間における北海道の事業者が休業等を実施した場合、1週間の所定労働時間が20時間に満たない労働者（雇用保険被保険者でない者）も助成対象となります。なお、派遣労働者に対しては、派遣元において休業手当、賃金等を支払うことが必要です。

- ② 年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。

労働者が発熱などの風邪症状がみられる際や臨時休校等によりお子さんの世話をすることが必要となった際に、労働者が休みやすいように、労使で十分に話し合ってください。また、このような特別休暇制度を設けた場合には、年次有給休暇の有無にかかわらず、この新たな制度を労働者の方が利用していただけるよう職場環境の整備が重要です。

臨時休業した小学校や特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う子どもを世話するために、令和2年2月27日から3月31日の間に従業員（正規雇用・非正規雇用を問わず）に有給の休暇（法定の年次有給休暇を除く）を取得させた会社に対し、休暇中に支払った賃金全額を助成（1日8,330円が上限）する新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金が創設されました。

【参考】 ○新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向けQ & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html

○小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 **経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連** で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



 **e-中小企業ネットマガジン** で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



 **@meti_chusho** で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



令和2年3月13日20:00時点版

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については認定基準の運用を緩和

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月6日に緊急的に40業種を追加指定したの続き、3月13日にも316業種を追加指定。これにより、508業種が対象となります。なお、指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：[0120-154-505](tel:0120-154-505)

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：[098-941-1785](tel:098-941-1785)

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：[0120-112476](tel:0120-112476)（国民生活事業）

：[0120-327790](tel:0120-327790)（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：[098-941-1795](tel:098-941-1795)

無利子・無担保融資

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

▶ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：[0120-154-505](tel:0120-154-505)

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：[098-941-1785](tel:098-941-1785)

▶ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：[0120-112476](tel:0120-112476)（国民生活事業）、[0120-327790](tel:0120-327790)（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：[098-941-1795](tel:098-941-1795)

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 [03-3501-1544](tel:03-3501-1544)

※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引き下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置を追加実施します

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、令和2年2月14日及び2月28日に雇用調整助成金に係る特例措置を講じていますが、今般、新型コロナウイルス感染症に関し、さらなる特例措置を以下のとおり講じることとしました。

追加の特例措置（全国）

- 1 雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者を助成対象とします
新規学卒採用者等、雇用保険被保険者として継続して雇用されている期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- 2 過去に受給していた事業主に対する受給制限の廃止について
過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、以下のとおりの取扱いとします。
 - (1) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とします。
 - (2) 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020310企01



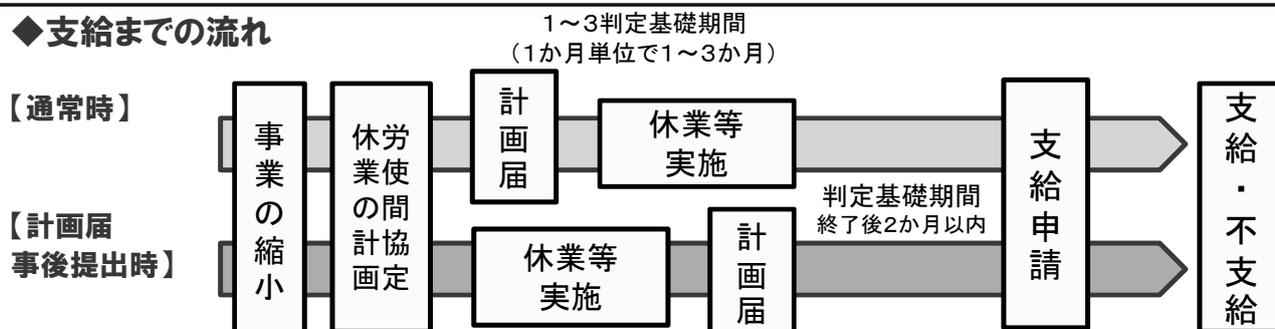
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。（※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。）
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。	
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。	
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類	
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標(売上高等)のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等	

◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ①休業の実施予定時期・日数、②休業の時間数、
- ③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。

詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示

令和2年2月26日付けで国土交通大臣から諮問があった標記事案について、運輸審議会が4月2日に公聴会を開催する予定。事前に公表された資料を掲載するが、まだ確定した数値ではないので、確定次第あらためて掲載します。

九州運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

II 時間制運賃表

種別			車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
			局別	(2t クラス)	(4t クラス)	(10t クラス)	(20t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車 は100km 小型車 以外の もの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880		
	4時間制	基礎走行キロ 小型車 は50km 小型車 以外の もの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
	沖縄	280	340	510	710		
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であつて、午前から午後にはわたる場合は、正午	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	

から起算した時間 により加算額を計 算する。)	中国	3,020	3,160	3,390	4,000
	四国	2,810	2,940	3,150	3,730
	九州	2,840	2,980	3,190	3,770
	沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

Ⅳ 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和2年3月に実施された結果についてご報告致します。

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大分西	中央西	7:30～8:00	大分市新川町 新川交差点	7社	7人	3月19日
	大分南	7:30～8:00	由布市庄内 由布市市役所横交差点	7社	9人	3月19日
大分東		7:30～8:00	大分市 大分東警察署前	5社	5人	3月19日
別 杵	杵 築	7:30～8:00	杵築市 堀田交差点	4社	7人	3月19日
県 北	中 津	7:45～8:15	中津市 田尻交差点	11社	18人	3月19日
	宇 佐	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	11社	13人	3月19日
西 部	玖 珠	7:30～8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	3月19日
	日 田	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	3社	4人	3月19日
県 南	佐 伯	17:00～17:30	佐伯市 佐伯警察署前	11社	12人	3月19日

※3月24日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



西部支部日田分会



県北支部中津分会



県北支部宇佐・高田分会



別杵支部杵築分会



西部支部玖珠分会



大分西支部中央西分会



県南支部佐伯分会

公益社団法人 全日本トラック協会会長表彰

おめでとうございます

この度、以下の方々が全日本トラック協会会長から表彰されました。
心からお慶び申し上げます。

(敬称略)

(公社) 全日本トラック協会表彰規程による表彰

(感謝状受賞者)

有限会社玉川運輸	代表取締役社長	石松寛善
東九総合運輸株式会社	代表取締役社長	松尾達也

(表彰状受賞者)

株式会社北大	竹内伸二
--------	------

「正しい運転・明るい輸送運動」表彰

(事業所の部)

高田通運株式会社

(従業員の部)

株式会社桜瀬運輸	小林 総
日陽運輸株式会社 大分営業所	安部 義勝

支部だより

◇交通安全グッズを寄贈（大分西支部）

大分県トラック協会大分西支部（山下征規支部長）は3月18日、大分南警察署の崎尾敬署長に交通安全グッズを贈った。

グッズは反射材付きリストバンド750本など。同署で行われた寄贈式では、山下支部長が「事故防止に役立ててほしい」とあいさつした。

グッズは地域の交通安全活動等で活用される予定。



左から 坂本副支部長、山下支部長、崎尾署長、三宮副支部長

◇交通安全グッズを寄贈（大分東支部）

大分県トラック協会大分東支部（中原寿博支部長）は3月23日、大分東警察署と大分県交通安全協会大分東支部に交通安全グッズを贈った。

寄贈式が大分東警察署であり、中原支部長が大分東警察署の三浦一也署長と交通安全協会大分東支部の木本昭二事務局長に、反射材付きの自転車用キーホルダー1,800個などを手渡した。中原支部長は「事故防止に役立ててほしい」とあいさつした。

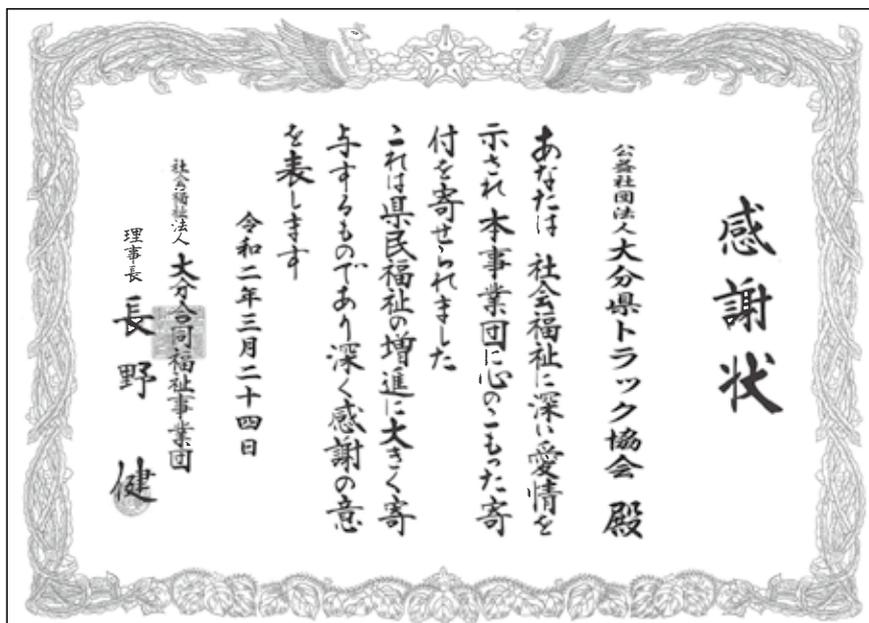
グッズは春の交通安全運動期間中（4月6日～15日）の街頭活動で通行人やドライバーに配布される予定。



左から 三浦署長、中原支部長、木本事務局長

社会福祉法人 大分合同福祉事業団へ 収益金を寄贈

公益社団法人 大分県トラック協会（仲浩会長）は3月24日、おおいたトラックふれ愛
デイ「トラックの日」記念イベントで、青年部（佐藤政信部会長）が中心となり行った「魚
のつかみどり」の収益金及び「チャリティーゴルフコンペ」のチャリティー募金等の計
117,851円を、社会福祉法人大分合同福祉事業団の衛藤良司事務局長に寄贈し、同事業団
から感謝状が贈られた。



衛藤事務局長に収益金を贈る佐藤青年部会長㊦

令和2年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

(公社)全日本トラック協会では、年間を通じて「不正改造車排除運動」を実施しているが、各都道府県トラック協会において設定する1か月間を強化月間として、特に重点をおいて運動を実施する。

下記実施要領(抜粋)により「不正改造車排除運動」の取組みに対して協力をお願いする。また「不正改造防止自主点検票」を活用し、所有車両等について定期的な自主点検の実施に努めるようお願いする。

実施要項(抜粋)

1. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

2. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

《基本排除項目》

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- (6) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 不正軽油燃料の使用

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責 氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

●国 税 だ よ り

○申告所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税の振替納付日

令和元年分の申告所得税及び復興特別

所得税・消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告・納付期限が令和2年4月16日(木)に延長されたことに伴い、振替納付日は、下表のとおりとなります。

	振替納付日
申告所得税及び復興特別所得税	令和2年5月15日(金)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和2年5月19日(火)

- ① 振替納付日の預貯金残高を必ずご確認ください。
- ② 口座振替をご利用いただく場合は、4月16日(木)までに税務署又は希望する預貯金口座の金融機関－「振替納税」

の手続が必要となります。

- ③ 振替納税による口座引落としができなかった場合は、4月17日(金)から延滞税がかかる場合があります。

○新型コロナウイルス感染症の発生に伴い国税が一時に納付できない方のために猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた場合や、売上の急減により納付資力が著しく低下し

た場合など、所定の要件に該当するときは、税務署に申請することにより、猶予制度が適用される場合があります。

猶予制度に関する詳しい内容や、申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にお尋ねください。

○e-Taxのメリット

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」には、次のようなメリットがあります。

- ① 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。
- ② 申告書、申請書、添付書類をインター

ネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。

- ③ 書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。
- ④ 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
- ⑤ マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和2年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	5月	6月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	99,000	4,565	14日～15日と 18日～21日	15日～18日と 22日～23日
		実技のみ	6日	9H	90,200			
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,400	20日～21日	3日～4日 17日～18日
		全科(学科・実技)	6日	38H	93,500	1,400	11日～15日と 18日 25日～29日と 6/1日	8日～12日と 15日 22日～26日と 29日
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	165,200	1,570	7日 25日	3日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	7日～8日	15日～16日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	11日～12日 25日～26日	8日～9日 24日～25日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	11日～13日	8日～10日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880	25日～27日	24日～26日
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,340	12日～14日 26日～28日	9日～11日 23日～25日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,340		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	20日～22日	3日～5日 17日～19日
免除なし		3日	19H	24,200	1,650			
フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月)大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	11日と15日	8日と12日 22日と26日	
	大型・中型・普通運転免許所持者				1,650	1班	11日～14日	8日～11日 22日～25日
			4日	31H	29,700	2班		8日と 15日～17日 22日と 29日～7/1日
						土・日		13日～14日と 20日～21日
普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650		5日と 8日～11日		
シヨベルローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。		
	大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,320	1,836			
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	7日～8日 28日～29日	22日～23日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	12,100	1,340	18日～19日		
	ローラー(制限なし)	2日	10H	12,100	1,360	19日～20日	1日～2日 29日～30日	
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	11,880	1,650		1日～2日	
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	12,100	1,540	13日～14日	11日～12日 25日～26日		
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,430	1日			

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
建設労働者確保育成助成金(大分労働局 大分助成金センター)

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和2年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(講習月の2ヶ月前から受付開始)

- | | |
|--|--|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 6月17日(水)・18日(木)
10月26日(月)・27日(火)
1月21日(木)・22日(金) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 7月13日(月) |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月11日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月16日(金) |

※各々定員になり次第締め切ります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩し実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。

(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。
デジカメ 不可
カラーコピー 不可
写真1枚
(貼らないこと)

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男・女	※ 修了証 交付	番号	第 号	
			年月日	令和 年 月 日	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日				
現住所	〒 [][][][] - [][][][]		TEL	- -	
			携帯電話	- -	
			FAX	- -	
勤務先	所在地	〒 [][][][] - [][][][]		TEL	- -
				FAX	- -
	フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 ㊞

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。

2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能
 講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	㊞

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

退職職員のお知らせ

総務課係員

藤下 絹枝

令和2年3月31日付で退職となりました。
お世話になった皆様のみすますのご発展とご健康を
心よりお祈り申し上げます。
本当にありがとうございました。

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
(株)三配 令和2年3月9日	繁松 健市	一般 利用	日田市大字花月1077番地1	14		4		18	0973-24-9123 0973-24-9124
司熊本(株)大分豊海営業所 令和2年3月10日	三浦 公久	一般 利用	大分市豊海5丁目4-5	4	1			5	097-578-7511 097-536-0855

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
7	(株)辰巳商會大分営業所 原田 孝	奥田 英樹	代表者の変更
10	大分県急便(株) 福田 安男	古庄 幸二	代表者の変更
21	興国運輸(株)大分営業所	興国海運(株)九州支店大分営業所	合併に伴う名称の変更 利用取得
28	(株)物流システム大分営業所 河津 桂	鈴木 雅由樹	代表者の変更
37	(株)寛屋陸運 小野 寛海 玖珠郡玖珠町大字塚脇764-4	魚返 直寿 玖珠郡玖珠町大字戸畑644番地	代表者の変更 住所の変更
45	(株)風戸工務店 風戸 彰	風戸 幹生	代表者の変更
45	大洋運輸(株)大分営業所 田上 竜大	弘光 修	代表者の変更

当協会ホームページが 新しくなりました！

皆さん
ご活用ください！

当協会では、広報事業の一環として、ホームページの利用促進をより向上させるため、**令和2年4月1日**からリニューアルしています。リニューアルのポイントは以下のとおりです。

1.スマートフォン・タブレットでも見やすい。

デザインを一新し、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットでも見やすいページ構成になりました。



2.ホームページから適性診断 予約状況が確認できます！

web上で協会の適性診断予約状況を確認できます。

※こちらの適性診断は一般診断のみとなります。
また、NASVAへの予約とは異なります。

Gマーク取得・更新時期は予約が重なりますので、お早めにご予約ください。

3.ホームページから交通情報を 確認できます！



4.より充実した内容に！

日頃お問合せの多い内容について、項目ごとに掲載しています。

助成事業・運輸局への提出資料等、各種必要書類がダウンロードできます。



5.メルマガ登録をお願いします。

現在、毎月会員向けの情報をメールマガジンにて配信しております。

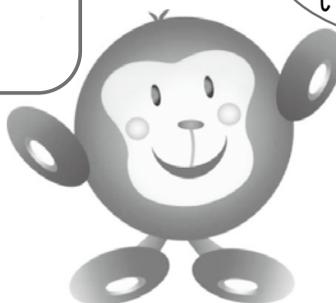
ホームページからのご登録をお願いします。

現在、当協会ホームページでTOPページ以外をお気に入り登録されている方は、再登録をお願いします。

お問い合わせ

(公社)大分県トラック協会 事務局

TEL 097-558-6311



新作DVDの紹介

あおり運転

加害者にも被害者にもならないために

周りの車を威嚇、挑発する行為「あおり運転」。

この「あおり運転」を廻る事件が近年たて続けに起き、社会問題になっています。また運転する多くのドライバーがこの「あおり運転」の被害を経験しています。

「あおり運転」の加害者にも被害者にもならないために私たちはどうすればよいのでしょうか？

【主な内容】

- ①運転中は感情のコントロールが大切
- ②加害者にも被害者にもならないために
- ③「あおり運転」の被害にあった場合の4つの対処法



制作：アスパクリエイト 16分版

燃料情報

令和2年2月末現在で調査した県内の軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格 (円)

	価格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	123.0	93.7	107.0
ローリー平均	115.0	75.6	95.0
カード平均	119.5	95.5	105.6

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	11	33.3
出 光	7	21.2
昭 和 シ ェ ル	3	9.1
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	4	12.1
そ の 他	8	24.2
合 計	33	100.0

区分	月	19年												20年	
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
スタンド平均	大分	108.8	112.9	114.3	112.2	109.8	106.9	108.1	105.9	107.7	108.3	110.2	107.0		
	全国	106.8	108.2	109.7	105.3	105.1	103.8	102.7	103.2	104.2	105.7	107.9	103.5		
ローリー平均	大分	101.2	103.2	102.6	99.1	98.2	96.7	96.7	97.1	97.9	99.9	100.8	95.0		
	全国	97.3	100.1	101.2	96.1	95.7	94.0	94.0	94.1	95.6	97.6	99.4	93.9		
カード平均	大分	105.5	107.2	109.2	104.3	105.0	103.5	102.0	104.4	103.9	106.6	106.8	105.6		
	全国	105.1	106.3	107.8	104.3	103.5	101.0	101.3	101.5	102.4	104.5	106.7	101.9		

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ (消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和2年2月)

令和2年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和2年2月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	107.07	94.97	102.43

令和2年2月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX日鉱日石	106.10	94.18	103.32
出光	106.68	94.17	102.70
昭和シェル	109.15	96.94	102.87
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	109.33	94.15	103.00
その他	105.50	96.82	101.55

令和2年2月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	107.50	94.82	103.35
30～50キロリットル未満	97.60	96.50	95.25
50～100キロリットル未満		94.19	
100キロリットル以上		93.84	97.13

令和2年2月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	104.65	95.05	102.42
30～60日未満	109.10	95.10	102.01
60日以上	104.21	94.57	105.90

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和元年10月	105.98	95.82	102.98
令和元年11月	106.56	97.03	103.52
令和元年12月	107.02	99.78	105.22
令和2年1月	111.27	100.72	107.40
令和2年2月	107.07	94.97	102.43

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（4月16日～5月15日）

日	曜	行 事
16	木	令和元年度 第7回（公社）全日本トラック協会青年部会正副部会長会議及び自由民主党青年局との意見交換会（12:00 全日本トラック総合会館）
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	
24	金	令和2年度 第1回九州ブロック専務理事会議（13:00 福岡県トラック総合会館） 令和2年度 九ト協 第1回理事会（14:00 福岡県トラック総合会館）
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	昭和の日
30	木	
5/1	金	
2	土	
3	日	憲法記念日
4	月	みどりの日
5	火	こどもの日
6	水	振替休日
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	令和2年度 九州地区道路利用者会議定時総会（16:00 ホテルウエルビューかごしま）

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報(基本)	100枚	180	
2	運転日報(応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1冊	160	
5	日常点検記録簿(トレーラ)	1冊	160	
6	点呼記録表(25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表(25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表(12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表(12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,330	
11	点検整備記録簿	1冊	310	
12	車輛管理台帳	1冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1冊	820	
16	運行管理者届	1枚	60	
17	整備管理者届	1枚	60	
18	運行管理規程	1冊	210	
19	整備管理規程	1冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	620	
24	ゼ口旗	1枚	1,530	
25	安全旗	1枚	1,530	
26	運送約款(掲示用)	1枚	110	
27	運送約款(冊子)	1冊	165	
28	運行指示書(輸送文研社)	1冊	490	
29	運行指示書(アルプス印刷)	30枚	410	
30	事故報告書	1枚	210	

ご住所(〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

ルールを守って事故死ゼロのニッポンへ!

私も
交通ルールを
守ります!



高齢運転者等の 安全運転の励行

加齢に伴う身体機能の変化を認識!

「まだ大丈夫」が最も危険。反射神経の鈍化、筋力の衰え、視野障害の増加など、身体機能の変化を認識しましょう。運転に自信がある人もない人も、安全運転についてみんなで話し合ってみましょう。警察の安全運転相談窓口でも相談を受け付けています。



子供を始めとする 歩行者の安全の確保

思いやりのある運転で事故防止!

次代を担う子供たちのかけがえのない命を交通事故から守りましょう。特に4月以降は、小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあり、より一層の注意が必要です。また、交通事故死者の約半数を占める高齢者の安全を確保し、交通事故死ゼロを目指しましょう。



自転車の 安全利用の推進

自転車は車両です!

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



交通ルール、 みんなを守って安全・安心!

子供を
始めとする
歩行者の
安全の確保

高齢運転者等の
安全運転の
励行

自転車の
安全利用の
推進



春 4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です
の全国交通安全運動
令和2年4月6日(月)~15日(水)

